

## 令和3年度

### 第15回和歌山市農業委員会議事録

日時 令和3年 9月10日(金曜日) 13時00分 開会  
場所 和歌山市農業委員会会議室

議案第1号	市民農園の開設の認定について
議案第2号	和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について
議案第3号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
議案第4号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第5号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第6号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第7号	農用地利用集積計画について
報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告事項	農地賃貸借契約等登録台帳の賃借人名義変更について
報告事項	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告事項	農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について
報告事項	認定電気通信事業者の中継施設等の設置について
報告事項	農地法第4条第1項の規定による農地転用届出について
報告事項	農地法第5条第1項の規定による農地転用届出について

出席委員（15名）

1 番	湯川 徳弘	1 1 番	廣井 伸多
3 番	笠野喜久雄	1 2 番	大河内壽一
4 番	山本 茂樹	1 3 番	曾根 光彦
5 番	藤田 城司	1 4 番	岩橋 章
7 番	土橋 ひさ	1 5 番	丸山 勝
8 番	谷河 績	1 8 番	吉川 松男
9 番	吉中 雅三	1 9 番	岩橋 章博
1 0 番	中村 弘		

出席職員

農業委員会事務局

局	長	奥谷 知彦
課	長	中村 保
副 課	長	山本 哲也
班	長	藤田 誠一
事務主査		西森 和子
事務主査		肥田 敬之
事務主任		殿元 輝之

農林水産課

課	長	中兀 成浩
班	長	中川 拓哉
企 画 員		川上 和徳

13時00分 開会

◆奥谷局長 それでは定刻となりましたので、ただいまから第15回農業委員会総会を開催いたします。なお、本日の総会も時間の短縮を図るため、報告事項の説明を割愛させていただき、議案の審議から始めさせていただきます。ご理解、ご協力をよろしく申し上げます。なお、報告事項につきましては、議案書P16以降に掲載していますので、ご確認ください。

それでは、谷河会長よろしく申し上げます。

◆会長（谷河 績） ただいまより、第15回農業委員会総会を開会いたします。

出席委員は19名中15名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。去る8月27日、辻本委員、山本委員、藤田委員、古川委員、吉中委員、廣井委員によりまして現地調査並びに事情聴取が行われています。後ほど報告方よろしく申し上げます。

なお、辻本委員、古川委員、中尾委員、坂東委員から都合により欠席したい旨、連絡がありましたので、ご報告いたします。

また、農業委員会会議規則第17条第2項に規定する議事録署名委員は、大河内委員、曾根委員に申し上げます。

それでは議案の審議から始めさせていただきます。

議案第1号 市民農園の開設の認定について、提案いたします。

◆農林水産課川上企画員 番外、説明いたします。

本件は、市民農園を開設認定するにあたり、市民農園整備促進法第7条第3項の規定に基づき、農業委員会の決定を経る必要がありますので、農業委員会のご意見をお

聴きするものです。なお、本農園はすでに平成28年11月1日に認定を受けて開設されており、今回、認定を更新するため申請がありました。和歌山市冬野1320番1、田、644㎡となっております。

当該土地についてですが、土地の所有者は・・・在住の・・・氏です。園主は・・・の・・・氏であり、農園の維持管理など園主としての業務を行っています。1区画15㎡の計21区画で、付帯施設として休憩所、井戸、農機具倉庫、コンポスト、トイレ及び駐車場の設備を備えるものです。P4からP8に整備運営計画を添付しております。

利用料は1区画あたり、年間1,500円で、区画数は21区画となっております。年間通じて出入りはあるものの、9割方利用されているとのことです。更新は令和3年11月1日の予定で、前回と同様に5年間の使用貸借権の設定を計画しています。

当該申請地につきましては、現在も市民農園として利用されており、市民農園整備促進法第7条第3項に掲げる1号から6号について、すべての要件を満たすと判断し、市民農園として再度認定しようとするものです。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第1号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第1号は可決と決定しました。

議案第2号 和歌山市遊休農地解消対策事業に伴う遊休農地の証明願について、提案いたします。

◆西森主査 番外、説明いたします。

本件は和歌山市遊休農地解消対策事業補助金交付要綱第5条の規定に基づいたもので、補助金の交付申請にあたり遊休農地証明書を添付する必要があります。借受予定者から証明願が1件ありました。対象農地は、田のみで面積は3,007㎡です。遊休農地証明書交付の可否についてご審議願います。なお、対象農地については、P14の議案第7号農用地利用集積計画No.2で利用権の設定を上程しております。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第2号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第2号は可決と決定しました。

議案第3号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について、提案いたします。

◆藤田班長 番外、説明いたします。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による相続税納税猶予に関する適格者証明書の申請が1件あったものです。相続人から、耕作を継続する旨の誓約書が添付されております。以上です。

◆会長（谷河 績） 議案第3号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第3号は可決と決定しました。

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案いたします。

◆肥田主査 番外、説明いたします。

本件は、農地法第3条の規定に基づく許可申請で5件ありました。調査の結果、耕

作等に支障がないこと、当該農地の権利を取得しようとする者は、下限面積要件を満たし、その取得後において全ての農地を効率的に耕作し、農作業に常時従事すると認められるなど、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われま。なお、No.1は利用権設定で耕作していた農地を所有権移転するものです。また、No.2とNo.5については新規就農となるため、現地調査ならびに事情聴取を行っておりますので、担当委員から報告があります。以上です。

◆会長（谷河 績） No.2につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので廣井委員さん報告願います。

◆11番（廣井伸多） No.2につきまして、報告します。

去る8月27日に古川委員及び事務局と共に現地調査並びに事情聴取を行いました。本申請は、農地法第3条の規定による許可申請で新規就農案件です。事情聴取には、申請人本人である・・・氏（・・・歳）と・・・行政書士が出席されました。申請地は、本渡59-1他、計7筆7497㎡で本渡69番2以外は休耕地となっております。

申請人は、・・・で株式会社・・・という・・・の取替及び修繕を行う会社の・・・を務めており、以前より我が国の食料自給率が低いと言われていることを懸念し、いつか自給自足ができるように農業を始めたいとの思いをもっておりました。又、8歳、4歳になる2人の子どもに食べ物の大切さを教えたり、食の安全性を感じてもらいたいとの思いが日々強くなり、本業の経営が安定し時間の融通が利くようになったこのタイミングで就農したく農地を探して

いたところ、農地管理に苦勞され、後継者がいない譲渡人と話がまとまり本申請に至りました。農業経験のない申請人が指導を受ける方を探していたところ、ネット検索して見付けた、・・・で・・・を主宰する・・・氏の下で9ヶ月間農業研修を受講し、現在も毎週会社のある・・・から車で30分の距離にある同・・・に通っております。

申請地は、申請人の・・・の自宅から約6 km、車で10分の距離にあり、作付け品目は主に水稲で前述した・・・氏を通したルートで販売する予定になっています。野菜に関しては、当面の間自家消費分だけの栽培予定となっております。水稲に必要な農機具一式は中古で購入予定で、同社の・・・も務める同い年の奥様と協力して耕作を行うとのことです。新規就農に際して、取得面積が多くないかの質問に対して、当初は本申請の半分位の面積から始めようとしていたのですが、譲渡人たつての希望でこの面積になったとの回答でした。本申請地で耕作を始めるにあたり、地域の営農に関する会議や水路清掃、除草作業、用水路の管理など、地域農家で取り組む共同作業への積極的な参加に努め、農薬の使用方法についても地域の防除基準に従うとのことで、最後に地域の活性化に寄与したいとの力強い言葉を頂きました。

以上のことから、特に問題はないものと思われませんが、皆様の慎重なご審議の程、よろしく願いいたします。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。No. 5につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っていますので吉中委員さん報告願います。

◆9番（吉中雅三） No. 5につしまし

て、報告します。

本日、辻本委員は所要のため欠席していますが、先日の現地調査や事情聴取の結果について、報告書を預かっていますので代読します。

8月27日に吉中委員と私のほか、事務局職員の3名で本件申請にかかわる現地調査、ならびに申請人からの事情聴取を行いました。

申請人及び申請の対象になっている農地は議案書記載のとおりです。

申請人は、海南市域で4, 314 m<sup>2</sup>の農地を、海南市農業委員会の許可を受けて取得しています。今回取得する農地は、その農地に隣接しており、面積は128 m<sup>2</sup>で先に取得した農地と合わせると4, 442 m<sup>2</sup>となり、3条申請の許可要件の一つである下限面積を満たしています。申請者はこれまで会社員ですが、かねてより農業をしたいと思っていたところ、経験豊富な協力者と出会えたのを機に、就農を決意したようです。なお、申請者は新規就農で、経験豊富な2名の応援者の協力を得て、イチジク栽培を始めたようです。トラクターなど必要な農機は確保しており、就農経験は浅いものの協力者の指導を仰ぎながら、農業経営を進めていく考えのようです。今回の申請対象になっている農地は畑ですが、すでに許可を得ている隣接農地では水稲が栽培されていることから、収穫が済み次第イチジク栽培に適した圃場に整備するようです。また、将来的には直売所を設け、「朝採りイチジク」の販売も考えているなど、農業経営に積極的な姿勢を示していることなどを勘案すると、すでに継続して効率的に耕作するものと思われま

このように、申請人の耕作意欲、農機の保有状況、協力者2名を含む農作業従事者数、周辺農地との調和などを総合的に勘案すると、本件事案に農地法第3条2項に抵触するような問題は無いものと考えますが、委員各位による十分なお審議をお願いして、現地調査並びに事情聴取の結果報告といたします。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。議案第4号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第4号は可決と決定しました。

議案第5号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆肥田主査 番外、説明いたします。

申請地は、西和佐地区・・・、西和佐小学校から南東約・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。近隣の民家や事業者からの駐車場需要が多い申請地を貸駐車場として利用するため転用申請するものです。本件は一般基準を満たしていると思われま。なお、現地調査ならびに事情聴取を行っておりますので、担当委員から報告があります。以上です。

◆会長（谷河 績） 現地調査並びに事情聴取を行っておりますので藤田委員さん報告願います。

◆5番（藤田城司） No. 1につきます。報告します。

令和3年8月27日に、山本委員、事務局と私で現地調査及び事情聴取を申請人、

・・・より行いました。申請地は、議案書のとおりです。転用目的は、露天貸駐車場です。転用に至った理由ですが、農業後継者も農地を管理する人手も確保できなくなったため、農地を荒らし周辺の方のご迷惑にならないように今後の管理方法を模索していたところ、駐車場を探しているという声かけをいただくことが多くあり、貸駐車場とすることにしました。この辺りは、和歌山インターからも近く交通の便が良く近年新しい井ノ口秋月線が整備されたこともあり、近隣住宅の方や事業者の駐車場需要は高いと思われ、転用し貸駐車場として利用する計画をたてました。隣接する他者所有農地はなく、南側は里道です。排水に関しては、従来どおり自然浸透と東側水路へ接続します。事業に関する土地購入費、工事代金は、全額・・・で賄うとのこと。申請地は、申請許可後、およそ2ヶ月で完成させる意向です。駐車場工事については、西側道路を進入口として土を入れ、砕石で仕上げます。北側、東側、南側は、のり面仕上げとし、車両駐車場位置はロープで区切り、普通乗用車14台、中・大型車17台となります。通学路にもなっている北側の市道とは段差がついてしまうので、和歌山市と相談の上対応する予定とのこと。また、2期工事として擁壁工事も計画しているとのこと。近隣の方には説明を済ませており、周囲の営農関係に悪い影響を及ぼす懸念は少ないと思います。

以上のことから、当許可申請について特に目立った問題は見当たらないと思いますが、委員の皆様方の慎重なお審議をよろしく願います。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます



した。議案第5号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第5号は可決と決定しました。

議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、提案いたします。

◆肥田主査 番外、説明いたします。

No. 1申請地は、西和佐地区・・・、紀伊風土記の丘カースクールから西・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。実家及び耕作地に近い申請地に新たに住居を構えるため、転用申請するものです。使用貸借権設定です。

No. 2申請地は、山口地区・・・、イズミヤ紀伊川辺店から西約・・・mに位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、集落に接続される住宅その他日常生活上又は業務上必要な施設であり、不許可の例外に該当します。申請人は和歌山市・・・で・・・を営む法人であり、近隣で維持管理しやすい申請地を露天資材置場として利用するため転用申請するものです。

No. 3申請地は、岡崎地区・・・、和歌山南インターから北約・・・mに位置し、おおむね300m以内に高速道路等の出入口があるため第3種農地に該当します。実家及び耕作地に近い申請地に新たに住居を構えるため、転用申請するものです。使用貸借権設定です。

No. 4申請地は、東山東地区・・・、山東駅から南西・・・mに位置し、おおむ

ね500m以内に鉄道の駅があるため第2種農地に該当します。申請人は申請地西隣で住宅建築予定の個人であり、近隣の住民からの駐車場需要が多い申請地を貸駐車場として利用するため転用申請するものです。

No. 5申請地は、安原地区・・・、智辯学園和歌山から東約・・・mに位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、既存施設の拡張にあたるため、不許可の例外に該当します。申請人は・・・に本社を置く・・・を営む法人で、申請地西隣に工場を持っており、申請地を従業員及び来客用の駐車場として利用するため転用申請するものです。なお、令和2年6月15日付けで農用地区域除外済みです。

No. 6申請地は、安原地区・・・、安原小学校から南西約・・・mに位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、集落に接続される住宅その他日常生活上又は業務上必要な施設であり、不許可の例外に該当します。申請人は現在も・・・で居住しており、子供が成長してきて手狭になってきたため、新たに住宅を建築するため転用申請するものです。開発許可申請中です。

No. 7申請地は、川永地区・・・、川永小学校から南約・・・mに位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、集落に接続される住宅その他日常生活上又は業務上必要な施設であり、不許可の例外に該当します。申請人は申請地の北側で・・・を営む法人で、業務量が増大していることから商品保管場所が不足しており、申

請地を倉庫として利用するため転用申請するものです。開発許可申請中です。

No. 8申請地は、山口地区・・・、山口神社から東約・・・mに位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、既存施設の拡張にあたるため、不許可の例外に該当します。申請人は申請地の西側で・・・を運営する・・・であり、来客用の駐車場として利用するため転用申請するものです。なお、令和3年7月8日付けで農用地区域除外済みです。

No. 9申請地は、安原地区・・・、紀北支援学校から北東約・・・mに位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、一時的な利用で農地が限定されるため、不許可の例外に該当します。申請人は申請地の南で・・・を新たに建設予定であり（令和3年7月16日農地転用許可済）、当該施設の建設工事のための進入路として使用するため、転用申請するものです。転用期間は令和3年10月1日から令和4年3月31日までの予定です。使用貸借権及び賃貸借権設定です。

No. 10申請地は、岡崎地区・・・及び・・・、和歌山東高等学校から北西約・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請人は和歌山市・・・で・・・を営む法人であり、道路に面していて利便性が高い申請地を、事務所及び倉庫として使用するため、転用申請するものです。開発許可申請中です。

No. 11申請地は、安原地区・・・、三田小学校から南西約・・・mに位置し、

市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請人は申請地南側に隣接する住民で、自宅への進入路の道幅が狭く、進入に不自由していたところ、道路幅を拡幅するため転用申請するものです。

No. 12申請地は、安原地区・・・、和歌山東中学校から南西約・・・mに位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあるため第1種農地に該当しますが、集落に接続される住宅その他日常生活上又は業務上必要な施設であり、不許可の例外に該当します。実家及び耕作地に近い申請地に新たに住居を構えるため、転用申請するものです。使用貸借権設定です。

No. 13申請地は、安原地区・・・、智辯学園和歌山から北東約・・・mに位置し、市街地に近接する区域内でその規模がおおむね10ha未満のため第2種農地に該当します。申請人は・・・で・・・を営む法人です。本市においても業務依頼を受けることがあり、その際に引き取った陶器類などを保管するための露天資材置場として使用するため、転用申請するものです。これらの案件は一般基準を満たしていると思われれます。また、No. 7、9、10、13については現地調査ならびに事情聴取を行っておりますので、担当委員から報告があります。以上です。

◆会長（谷河 績） No. 7につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので山本委員さん報告願います。

◆4番（山本茂樹） No. 7につきまして、報告します。

8月27日、私と藤田委員、事務局と共



に現地調査並びに事情聴取を行いました。

申請地は、川永小学校より南へ約・・・mのところであり、市街化調整区域の第1種農地にあたりますが、集落接続による例外が適用されます。土地の譲渡人は4人で、面積は2筆で合計2059㎡です。申請者は、主に・・・と・・・を行っているA社です。A社は、資本金・・・万円、従業員は・・・人、年間売上額は・・・円の会社です。A社は、この場所以外他にも2ヶ所で同じように営業しているとのことでした。

申請理由は、業績が順調に伸びていて、商品の保管場所が不足して困っていましたが、事業所の隣である当地を購入することになり、倉庫を新築いたしたく申請に至ったとのことでした。資金計画は、土地購入費、造成工事費、建物工事費を合わせた全額を・・・で賄う計画です。この土地を埋め立てて、コンクリート擁壁を設置し、土砂の流出を防止して雨水は調整池を設けて集水後北側既存水路へ放流するとのことでした。水路への放流は、六筒井土地改良区の同意をもらっていて、隣接する農地の所有者にも同意をもらっています。特に問題はないと思いますが、皆様の慎重なご審議をお願い致します。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。No. 9につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っていますので吉中委員さん報告願います。

◆9番（吉中雅三） No. 9につきまして、報告します。

8月27日に辻本委員と私と事務局と共に、現地調査及び申請人からの事情聴取を行いました。事情聴取には申請人である・・・の・・・の・・・様が出席してくれま

した。

申請人及び申請対象になっている農地は、議案書の記載のとおりです。この申請は、進入路の変更に伴うものであります。皆様、事務局より用意してくれている農地法第5条、申請地のNo. 9の航空写真をご覧ください。斜線部分は・・・番地に当たり、・・・さんが・・・を建設するため、令和3年7月16日農地転用許可が下りております。その時には進入路は、西側には市道と用水路があり、用水路に橋を架け、直接建設用地へ入るように計画していましたが、今回は市道吉原桑山線に変更するそうです。理由については、西側の市道は幅が狭く、地域住民の生活道路で学生通学路であることからだそうです。進入路の工法は、整地し、その上にシートを敷いたうえで土砂を置き、その両側に土嚢を置くことで土砂の流出を防止するとのことでした。工事期間は、令和3年10月1日から令和4年3月31日までの6ヶ月間です。工事完了後は、もとの水田に戻すとのことでした。また、申請地は1種農地ですが、一時転用のため例外規定に該当すると考えられるので、排水については、申請地は休耕地のため自然浸透のよるほか、余水については、西側紀の川左岸水路に放流する予定であるとのことでした。

以上のとおりですが、現地調査委員の意見としましては、転用目的が通路であり、6ヶ月の一時転用で工事期間も6ヶ月と短く、もとの水田に戻すため、転用による付近農地に悪影響が少ないと思われるので、許可することが妥当だと考えます。委員の皆様のご審議をお願い致します。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます

した。No. 10につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っていますので藤田委員さん報告願います。

◆5番（藤田城司） No. 10につきまして、報告します。

令和3年8月27日に山本委員、事務局と私で現地調査及び事情聴取を申請人、測量業者と地権者より行いました。

申請地は、議案書のとおりです。転用目的は、事務所、倉庫です。

転用実行者の申請会社の内容ですが、  
・  
・  
・  
・  
設立、資本金・・・円、従業員・・・  
名、年間売上額・・・円、事業内容は、  
・  
・  
・  
・  
の・・・をはじめ・・・などを行っています。転用に至った理由ですが、業務拡張のため、事務所と倉庫を建築する用地を探していたところ、申請地の地権者が営農の縮小を考えていて、お譲りしていただくことができました。尚、分筆された農地は、地権者が続けて営農します。排水に関しましては、コンクリート擁壁を設置し、土砂などが流出しないようにし、汚水及び雑排水については、敷地内に合併浄化槽を設置し処理後、雨水については、敷地内で調整池に集水後、紀の川左岸土地改良区が管理する水路へ放流します。事業に関する土地購入費、工事代金は、全額・・・で賄うとのこと。申請地は、権利移転完了後、速やかに着工して1年以内に完成させる意向です。近隣の農家の方には説明を済ませており、周囲の営農関係に悪い影響を及ぼす懸念は少ないと思います。

以上のことから、当許可申請について、特に目立った問題は見当たらないと思いますが、委員の皆様方の慎重なご審議をよろしく願います。

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。No. 13につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っていますので吉中委員さん報告願います。

◆9番（吉中雅三） No. 13につきまして、報告します。

本日、辻本委員は所要のため欠席していますが、先日の現地調査や事情聴取の結果について、報告書を預かっていますので、代読します。

8月27日に吉中委員と私のほか、事務局職員も加わり、現地調査並びに申請人からの事情聴取を行いました。

申請人及び申請の対象になっている農地は、議案書に記載のとおりです。

申請人は、・・・を営み、主に古民家解体で生じる再生可能な梁、柱、戸板のほか、植木や陶器類など、回収した物品を一時的に保管できる場所を探していたところ、今回の申請地が紹介されたもので、和歌山市と海南市の境に近く、和歌山南や海南東インターチェンジの中間に位置して大阪からのアクセスや紀美野町方面へのアクセスもしやすい場所であり、行動範囲を広く取りやすい立地だと判断して購入に至ったものです。申請地への進入路は広くはありませんが、軽自動車などの小型の車両なら十分通行が可能であるので、大型車両で搬入する場合は、周辺の交通の妨げにならない場所で積み替えをして搬入するよう考えています。ところで、申請地は山林化しており、地権者側では十分な管理ができていない状況にあるほか、周辺に迷惑を掛けていることから、譲渡してもらえないことになったようです。なお、権利移転が確定すると、樹木や竹などを伐採したうえで、地

均し程度の整地を行う予定で、雨水などの排水も今までどおり自然浸透によるほか、浸透しきれない雨水は、現状と同様に自然勾配により、敷地の東西にある水路へ排水する予定であることから、現状を大きく変えるものではないと思われるほか、周辺の営農環境への影響はほとんど無いものと思われま

す。以上のとおり、現地調査や事情聴取の結果を総合的に勘案すると、農地法第5条2項に掲げられている不許可のケースに該当するような問題点は見当たらず、本件申請を許可しても問題はないものと思われま

すが、委員各位による十分なお審議をお願いして報告とします。  
◆会長（谷河 績） ありがとうございます。議案第6号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第6号は可決と決定しました。

議案第7号 農用地利用集積計画について、提案いたします。

◆西森主査 番外、説明いたします。

本件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に基づく利用権の設定で、新規の契約が5件ございました。すべてが使用貸借権の設定で、貸借期間は議案書のとおりです。

また、No. 1からNo. 4については、農業委員会による利用権の新規設定、No. 5については、農地中間管理事業による新規の設定です。面積は、田が6, 887㎡で、うち農地中間管理事業による設定が1件あり、面積は田が887㎡です。なお、

P14のNo. 2については新規就農となり、現地調査ならびに事情聴取を行っておりますので担当の委員さんより報告があります。以上です。

◆会長（谷河 績） No. 2につきまして、現地調査並びに事情聴取を行っておりますので廣井委員さん報告願います。

◆11番（廣井伸多） No. 2につきまして、報告します。

本日、古川委員は公務のため欠席しておりますが、先日の現地調査や事情聴取の結果について、報告書を預かっていますので、代読します。

8月27日に、私と廣井委員及び事務局で、現地調査と事情聴取を行いました。申請者は・・・歳で、市内にて・・・を行っており、以前から将来は個人で農業をやってみたいと思い、農作業のお手伝いもしていたところ、自宅からは約20分の距離にある今回の申請地を無償で借り受けできるとの話があり、また週に2日程度は夫婦で農作業ができる環境も整ったので、今回の申請に至ったとのことです。申請地での営農計画は、白菜、キャベツ、サツマイモを考えており、地元の直売所で販売したいとのことです。農機具については、トラクター等は知人から借り受ける予定で、軽トラックと草刈り機は、既に所有しているとのことです。また、現況は、遊休地となっており、解消するための重機も用意でき、近隣住民への配慮も行いますとのことです。地元推進委員からは、現状の遊休地を解消できるのでありがたいとの意見もございます。これらのことから判断して、貸借に問題はないものと思われま

◆会長（谷河 績） ありがとうございます。議案第7号について、説明が終わりましたが、この議案について、何かご意見、ご質問ございませんか。

「異議なし、との声」

ご意見、ご質問がないようでございますので、議案第7号は可決と決定しました。

その他、何かございませんか。

「なし、との声」

それでは、ご質問がないようでございますので、第15回総会を閉会いたします。

13時45分 閉会